

平成26年度第6回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成26年9月24日（水） 午前10時
場 所 教育委員会 第一議室

＜議事＞

議第19号 天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会設置要綱（改定案）について

＜可決する＞

審議経過

事務局：天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会設置要綱（改定案）について、読み上げまして提案とさせていただきます。

天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会設置要綱

天童市立中学校に通う生徒の死亡事案に関する調査委員会設置要綱

（平成26年教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

（設置及び趣旨）

第1条 平成26年1月7日に天童市立中学校（以下「本件学校」という。）に通う生徒が死亡した事案（以下「死亡事案」という。）に係る事実の究明に必要な調査及び検証を行い、並びに再発防止策を講ずるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定により死亡事案に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するとともに、調査委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査委員会の責務及び任務）

第2条 調査委員会は、天童市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）から独立して主体的な調査の方針を決定し、第7条第1項に規定する調査を行い、及び当該調査により明らかになった事実を考察する等の責務を有する。

2 調査委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡事案に関して、当該死亡した生徒（以下「本件生徒」という。）に対するいじめの事実を究明するために必要な調査及び検証を行うこと。
- (2) 前号の事実に基づき、死亡事案の原因に関する調査及び検証を行うこと。
- (3) 本件学校及び市教育委員会が死亡事案に関して講じた措置の内容及び経緯に関する調査並びに当該措置の妥当性について検証を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、死亡事案の調査及び検証に必要な事項に関するこ。

(5) 前各号によって明らかになった調査及び検証の結果を踏まえ、今後の再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。

（組織）

第3条 調査委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、本件学校、市教育委員会及び本件生徒の保護者（以下「本件遺族」という。）並びに加害生徒（その保護者を含む。以下同じ。）と利害関係を有しない者で、次に掲げるもののうちから市教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関する知識及び経験を有する大学教授等の知識経験を有する者
- (2) 法律に関する知識及び経験を有する弁護士等の専門家
- (3) 医療に関する知識及び経験を有する医師等の専門家
- (4) 児童心理に関する知識及び経験を有する臨床心理士等の専門家
- (5) 前各号に掲げる者のほか、その知識、経験、職歴等から委員として適当なもの

3 前項の委嘱に当たり、市教育委員会は本件遺族に対して、委員の推薦を依頼する職能団体、大学、学会等を示し、本件遺族の了解を得てから、本件学校、市教育委員会及び本件遺族並びに加害生徒と利害関係を有しない者の推薦を依頼し、推薦されてきた者を委員として委嘱するものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から第11条第2項に規定する市長への報告が終了する日までとする。

5 委員の委嘱後、本件学校、市教育委員会若しくは本件遺族若しくは加害生徒との利害関係が明らかとなり、当該委員による公平かつ中立な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があるとき、又はその他必要があると認めるときは、市教育委員会は当該委員を解嘱することができる。

6 第7条第1項1号に規定する調査対象者は、委員について公平かつ中立な調査を行うことができないと疑うに足る相当な理由があると認めるときは、市教育委員会に対してその根拠を文書により示して当該委員の解嘱を求めることができる。

7 前項の委員の解嘱の求めがあったときは、市教育委員会は、当該委員を除く調査委員会の意見を聴いた上で当該委員の適否について判断し、解嘱を求めた者に対して書面により回答する。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 調査委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（公平及び中立の確保）

第5条 調査委員会は、調査によって明らかになった事実に対してのみ誠実に向き合い、公平かつ中立な調査を行う。

（会議等）

第6条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、1回目の会議についてはこの限りではない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、委員の過半数をもって決する。

5 会議は、原則として非公開とする。ただし、会議の公開を求められた場合は、委員長が調査委員会に諮って天童市情報公開条例（昭和63年条例第13号）第6条各号に規定する情報が会議の議題等に含まれず、かつ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、天童市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）その他の個人情報の保護を目的とする関係法令の規定に違反しないと認めるときは、会議の全部又は一部を公開することができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

7 調査委員会は、会議を開催したときは、会議録を作成しなければならない。

（調査）

第7条 調査委員会は、第2条第2項各号に掲げる任務（以下「任務」という。）を遂行するために必要があると認めるときは、前条第6項に定めるほか次に掲げる方法により調査を行うものとする。

(1) 市教育委員会の委員（死亡事案当時委員であった者を含む。第3項において同じ。）、市教育委員会事務局の職員（死亡事案当時市教育委員会事務局の職員であった者を含む。第3項において同じ。）、本件学校の職員（死亡事案当時本件学校の職員であった者を含む。）、本件遺族、本件学校の生徒、保護者等（本件生徒を知る卒業生、転校生、部活動関係者、保護者等を含む。）

（以下「調査対象者」という。）から事実関係、意見等に関する陳述、説明等の協力を求めること。

(2) 調査対象者に対して文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場に対して資料の確認若しくは説明を求めること。

(3) 関係団体に照会して、必要な事項の報告及び協力を求めること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、任務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門機関に対して求めること。

2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、及び適切な措置を講じなければならない。

3 市教育委員会の委員、市教育委員会事務局の職員及び本件学校の職員は、第1項に規定する調査に協力しなければならない。

(調査員)

第8条 調査委員会は、任務の遂行に必要と認めるときは、その理由を市教育委員会に示して、第2条第2項に規定する調査を行わせるための調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。

2 調査員は、本件事案の調査に必要な知識経験を有する者その他専門性を有する者で、かつ、本件学校、市教育委員会及び本件遺族並びに加害生徒と利害関係を有しない者のうちから調査委員会の了承を得た上で、委員長が市教育委員会に推薦し、市教育委員会が委嘱する。

3 第3条第5項及び第6項の規定は、調査員に対して準用する。

4 調査員は、調査委員会の指示により、調査委員会が行う調査を補助し、及びその業務を終了したときは、速やかに書面により調査委員会に対して報告するものとする。

(当事者からの意見聴取)

第9条 調査委員会は、調査対象者から意見を述べる旨の申出があった場合には、意見を聴取しなければならない。

(遺族への報告)

第10条 調査委員会は、調査及び審議の状況について、会議開催ごとに当該調査及び審議の状況を本件遺族に対して報告するものとする。

(報告、公表等)

第11条 調査委員会は、任務に係る調査及び審議を終了したときは、報告書（以下「本件報告書」という。）を作成し、及び本件報告書を市教育委員会に対して報告するものとする。この場合において調査委員会は、任務に係る結論並びに当該結論を導く根拠となった資料及びこれらの資料により当該結論を導くに至つ

た判断についての過程を本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

- 2 市教育委員会は、本件報告書による報告を受けたときは、速やかに本件遺族に対し報告し、本件遺族が希望する場合には本件遺族の所見をまとめた文書の提供を受け、本件報告書とともに市長に報告する。
- 3 市教育委員会は、本件報告書を、市民が広く閲覧可能な方法で速やかに公表する。ただし、公表に際しては、プライバシーを保護するため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。
- 4 市教育委員会は、市教育委員会の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務局)

第12条 調査委員会の事務局（以下「事務局」という。）を、市教育委員会に置く。

- 2 事務局は、調査委員会の指示により、公平性及び中立性に配慮した上で、会議録の作成、予算の管理、委員との連絡及び調整その他委員長が必要と認める事務を処理する。
- 3 事務局は、調査委員会が収集した資料等について、紛失、漏えい等がないよう厳正に管理し、及び保管する。

(守秘義務)

第13条 委員及び調査員は、調査委員会の調査、会議等の内容について知り、又は知り得た情報に係る秘密を厳守し、これを開示し、又は漏えいしてはならない。この場合において、その職を退いた後も、同様とする。

- 2 第7条の規定により調査に協力した者は、本件の関係者の個人情報に関する事項その他知り得た事項についてこれを開示し、又は漏えいしてはならない。
- 3 第1項の規定は、事務局に属する職員に対して準用する。

(経費)

第14条 調査委員会の運営に必要な経費は、天童市において適切に措置し、並びに管理し、及び執行する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

委員長：事務局から、全面改定ということで説明がありました、委員の皆さんからご質問・ご意見がありましたらお願ひします。

委 員：確認ですが、9月11日の話し合いを受けて、修正したところはありますか。

事務局：第2条第1項に、「天童市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）から独立して主体的な」を追加したこと。第6条第3項に、「委員の」を追加したこと。（遺族への報告）を第10条として独立させ、定期的にを「会議開催ごとに」に修正したこと。以上の3点です。

委 員：その後、修正するところは出てくるのか。

事務局：9月11日の話し合い後の修正はどういう部分かというご質問かと思います。修正したのは、ほとんどが字句を整理修正したものです。具体的には、第3条第4項に、「市長への」を追加したこと。第7条第3項に、「市教育委員会事務局の」を追加し、定めるを「規定する」に修正したこと。附則を、「告示の日から施行する」に修正したことなどで、条文の趣旨を変更することにならない、字句等の整理修正です。

また、9月19日に改定案を修正したものを遺族代理人に示しましたが、第6条に可否同数の場合議長が決するとなっていましたが、議決権を議長が行使できないのは不合理であるということから、削除すべきであると要望がありました。検討した結果、修正しても条項の趣旨を変更することとならないということで、要望に沿って「委員の過半数をもって決する。」と修正したところです。

なお、話し合いの後の修正した要綱については、遺族代理人の弁護士と合意をしています。

委 員：9月11日の話し合いで出たことは、すべてこの要綱に反映しているのか。

事務局：話し合いを踏まえて、すべて反映しています。

< 報 告 >

(1) 第7回教育委員会会議（臨時会）の開催について

説明要旨等

事務局：現在開会中の市議会定例会において大貫委員が再任を受けていること、委員長の任期が1年となっていることに伴い、10月1日午前10時から開催するものです。

(2) 第3回学校訪問の実施について

説明要旨等

事務局：今年度3回目となる学校訪問を10月9日（木）に行います。干布

小学校を訪問しますので、午後1時まで教育委員会庁舎にお集まりください。

(3) 平成26年度山形県社会教育連絡協議会表彰及び全国公民館連合会優良職員決定について

<資料に基づき説明する>

経過説明等

事務局：平成26年度山形県社会教育連絡協議会表彰として市立成生公民館が、平成26年度全国公民館連合会優良職員表彰として市立蔵増公民館熊澤義也館長が受賞されます。

委員：公民館表彰について、どのようなことが評価され表彰となったのか。

事務局：地域づくり委員会の活動として、成生エコタウン推進事業を実施しています。アルミ缶の回収活動、AEDの寄贈を行うとともに、地域にある天然記念物のイバラトミヨの保存活動を積極的に行うなど、リサイクルや環境保護に関する取組を推進しています。高齢者教室の出前講座として、健康・消費生活・交通安全など高齢者のニーズに合わせて、各町内会単位で実施しています。また、放課後子ども教室として、押切川におけるサケの観察会、稚魚の放流、高齢者が戦争体験を子どもたちに話して聞かせる世代交流事業など学校と連携して事業を実施しています。さらには、地区民大運動会、文化祭、公民館大会、冬季レクリエーション大会など地域を挙げた様々な活動を行っており、こうした事業の実施状況について県に報告したところ、実績が認められ表彰に至ったところです。

委員：表彰式には、教育委員会としてどのような方が出席するのか。

事務局：表彰を受けられる方の他には、県の役員になっている公民館連絡協議会会长、生涯学習課長が出席し、市立公民館長、公民館主事にも案内しています。

委員長：委員の皆さんから何かありませんか。

無いようですので、第6回教育委員会会議を終了します。